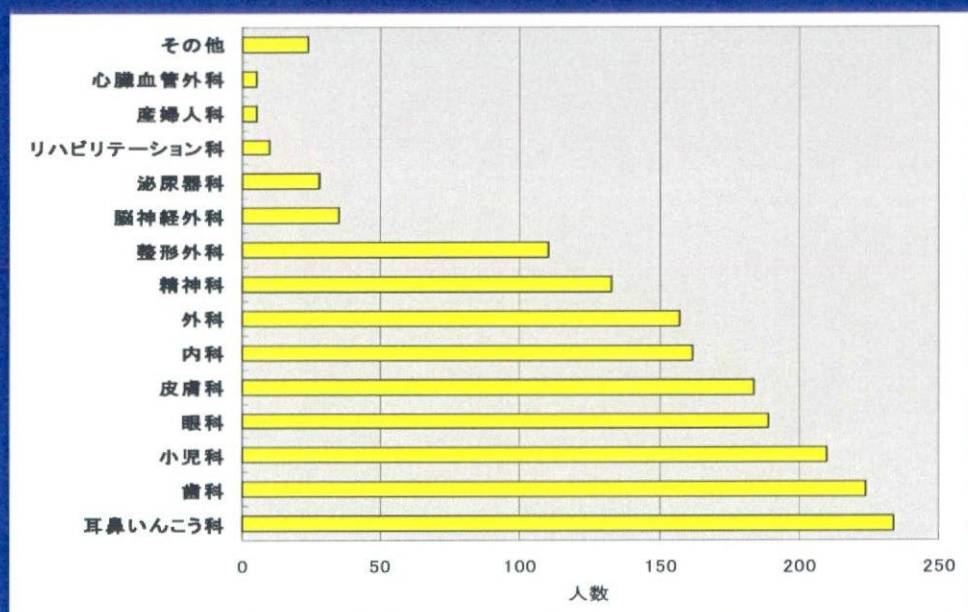


受診したことのある診療科



3) 受診して困った診療科

受診して困ったことがある診療科は、歯科、耳鼻いんこう科が60%以上と高く、次いで小児科、眼科、内科の順が多かった。

4) 受けたことのある検査・処置

受けたことのある検査・処置の回数は、身体計測、触診、聴診、注射、採血、脳波、検尿の順が多かった。

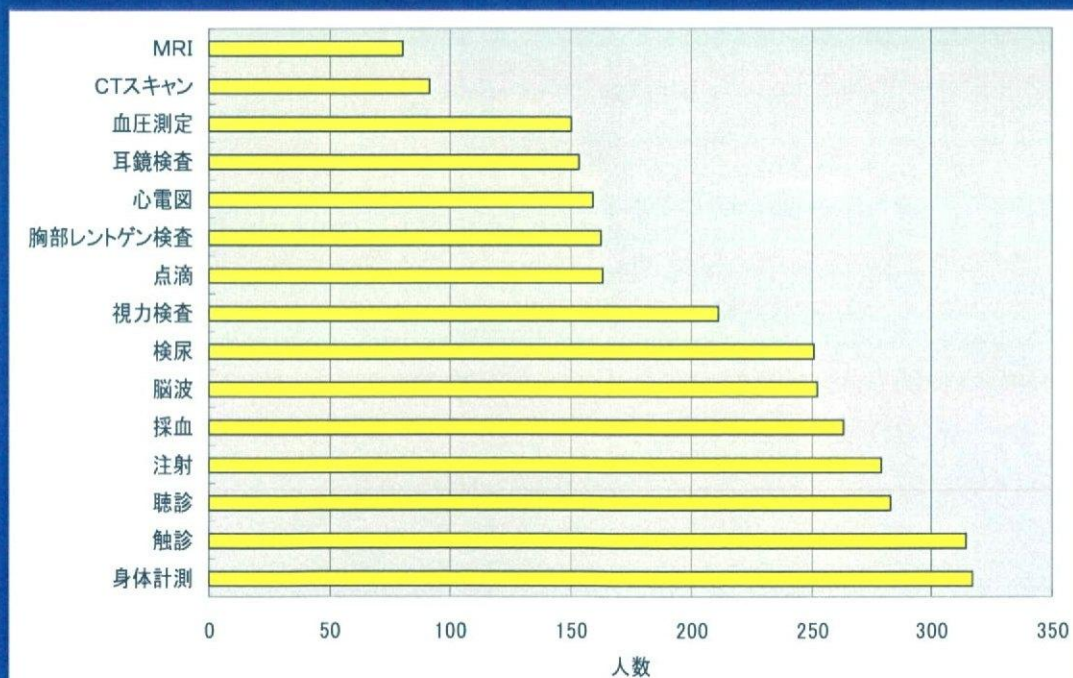
5) 受けて困ったことのある検査・処置

受けて困ったことのある検査・処置の回数は、脳波、採血、注射、視力検査、点滴、耳鏡検査の順が多かった。静止していることを求められる検査や、痛みを伴う検査がやはり困ったことがある検査・処置が多かったことがわかる。

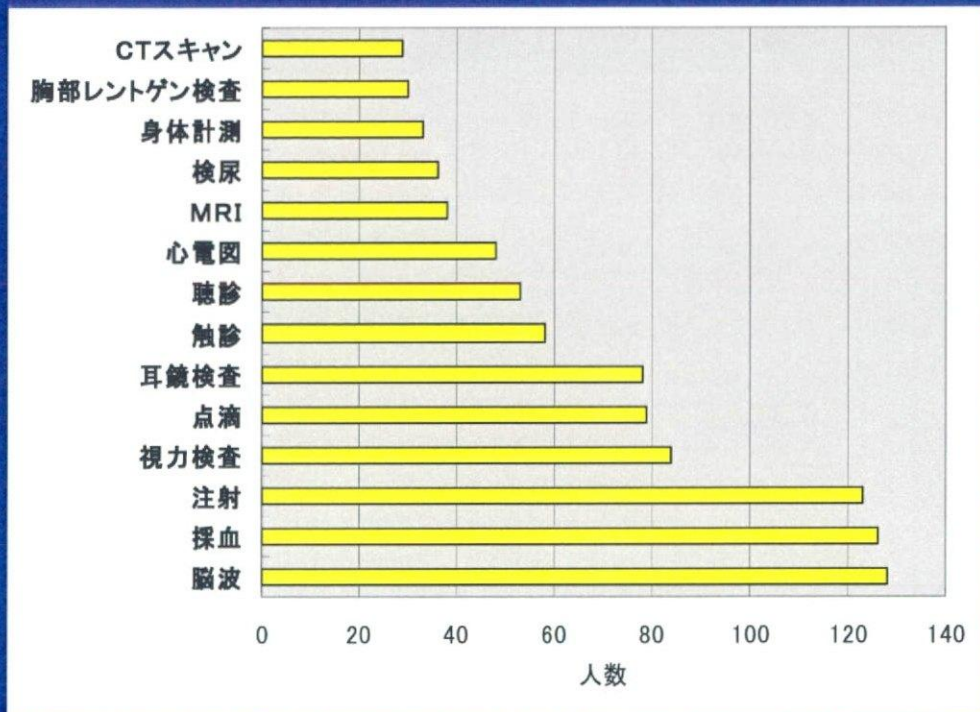
困った割合(診療科別)



受けたことのある検査・処置



受けて困ったことのある検査・処置



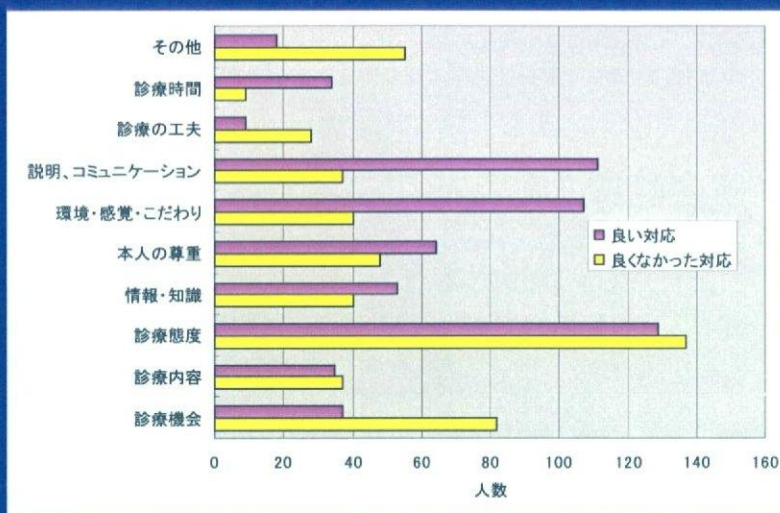
良くない対応・良い対応の主な内容

分類	良くない対応の内容	件数	良い対応の内容	件数
診療機会	診療拒否、診察しない	82	受け入れが良い、相談にのってくれる	37
診療内容	診療の技量不足 治療結果が不良	37	診療の手際が良い	35
診療態度	暴言、嫌がる態度、暴力	137	優しい態度、思いやりある態度	129
情報・知識	発達障害への誤解 親への説教・非難 親からの情報を受け入れない	40	発達障害の正しい知識、 親の話を聞いてくれた	53
本人の尊重	強引な処置、拘束	48	無理をしない 本人のペースに合わせる	64
環境・感覚・こだわり	待ち時間への配慮の不足	40	環境、感覚、こだわりへの配慮、 待ち時間への配慮	107
説明、コミュニケーション	本人への説明が不足 本人の能力に合わない説明	37	本人の能力や特性に合わせた コミュニケーションの工夫	111
診療方法の工夫	診療方法の工夫不足	28	診療方法の工夫	9
診療時間	診察時間が短い、余裕がない	9	診察時間や回数を充分にとる、 少ない回数で手早く治療	34

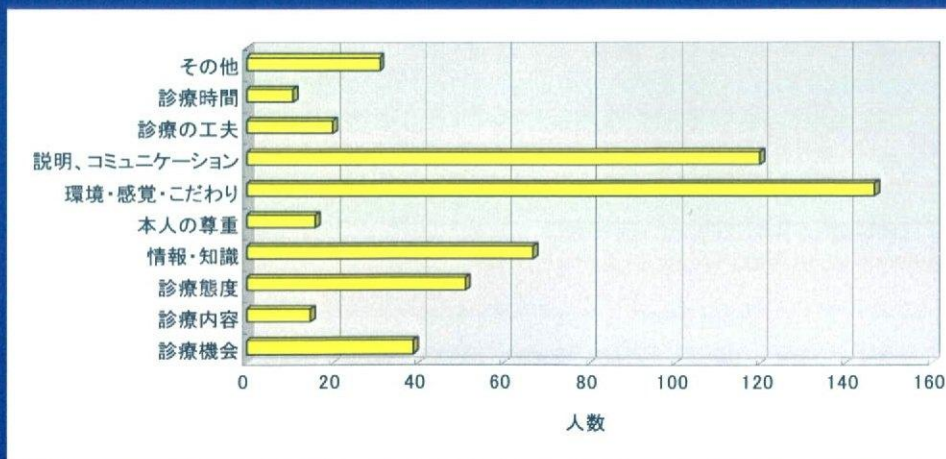
6) 医療機関を受診して良くない対応および良い対応

ここでは、医療機関を受診して良くない対応および良い対応について自由記載で尋ねた。良くなかった対応は393、良い対応について414のエピソードが記載されていた。これらのエピソードを内容分析して、表に示したように、10の要素に分類し記載した。

良い対応・良くなかった対応



医療機関に対する要望



良かった対応では、診療態度に関する物、環境・感覚・コミュニケーションへの配慮、本人に合わせたコミュニケーションの工夫が多くあげられた。良くなかった対応では、診療態度に関するもの、診療機会に関するものが多くあった。

7) 医療機関への要望

医療機関への要望についてたずねたところ、環境や感覚・こだわりへの配慮、特性に合わせた説明やコミュニケーションの配慮の項目が多かった。

医療機関に対する要望の主な内容

環境、感覚、 こだわりなどへの 配慮	待ち時間への配慮 (待合室の仕切り、別室で待つ、携帯電話などでの呼び出し、予約番号の表示、予約時間の厳守、 障害者優先受診、障害者専用外来時間など) 超音波検査のゼリーなどに慣れさせてほしいなど
本人の特性に 合わせた説明・ コミュニケーション	診療の方法や手順を本人にわかるように説明 (絵、写真、人形、話し言葉などを使う、器 械を触らせる、やって見せる、ジェスチャーで示すなど)
診療機会	障害者専門外来の設置、訪問診療、 診療してくれる医療機関の情報
診療態度	優しく不安を与えない態度、面倒がらないでほしい、
障害に対する 情報・知識	発達障害について勉強してほしい(研修会、医師向けパン フレット) 親からの情報を尊重・活用してほしい 本人の情報を記載できる問診票・診察券など
本人の尊重	本人のペースに合わせる、拘束はできるだけ避ける

この表では要望の主な内容を示した。特に多かったのは、待ち時間への配慮、診療の方法や手順を本人にわかるように説明してほしいというものであった。診療機会の保証、診療態度、障害に対する情報や知識に関する要望も多く出されていた。今後の医療受診における理解啓発の課題であると考えた。

5. まとめ

自閉症スペクトラムの人の診察に際して、受診側、医療者側、両者とも困難を経験している実態が明らかになった。医療現場では、障害特性を配慮すべく努力している医師が存在する一方、障害に理解や配慮のない医療関係者も存在する。

家族からは、本人の障害の状態に合わせたコミュニケーションの工夫、環境の配慮などの要望が多く出されており、医療機関における改善が望まれる。医療関係者からは、保護者や専門機関などからの具体的な情報提供とともに、冊子や研修の機会など障害一般についての情報提供が求められている。

今後の課題としては、医療関係者向けの啓発冊子の作成・配布、医療機関受診に関するホームページの作成、家族などから個別の情報を医療機関に提供するための方法の開発（問診票、受診サポート手帳等）、医療受診のためのコミュニケーションツールの開発、その他の受診支援グッズの開発・紹介があげられた。

まとめ(1)

- 自閉症スペクトラムの人の診察に際して、受診側、医療者側、両者とも困難を経験している実態が明らかになった。
- 医療現場では、障害特性を配慮すべく努力している医師が存在する一方、障害に理解や配慮のない医療関係者も存在する。

まとめ(2)

- 家族からは、本人の障害の状態に合わせたコミュニケーションの工夫、環境の配慮などの要望が多く出されており、医療機関における改善が望まれる。
- 医療関係者からは、保護者や専門機関などからの具体的な情報提供とともに、冊子や研修の機会など障害一般についての情報提供が求められている。

今後の計画

- 医療関係者向けの啓発冊子の作成・配布
- 医療機関受診に関するホームページの作成
- 家族などから個別の情報を医療機関に提供するための方法の開発（問診票、受診サポート手帳等）
- 医療受診のためのコミュニケーションツールの開発
- その他の受診支援グッズの開発・紹介、他

Ⅱ．分担研究報告

発達障害者の消費者被害と消費生活支援
— 「判断不十分者」への支援からみた課題

分担研究者

堀江まゆみ

厚生労働省科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
分担研究報告

発達障害者の消費者被害と消費生活の支援
—「判断不十分者」への支援からみた課題

分担研究者
堀江まゆみ

1. はじめに

埼玉県内で認知症の姉妹が悪質リフォーム業者にだまされた事件を契機に高齢者等に対する消費者被害の問題が強く指摘されるようになった。マスコミ報道により衆目の注意を集められたことは、支援が必要な高齢者や知的障害のある人のように、判断力が十分でない消費者の被害実態を顕在化させ支援のあり方を積み上げていくいい機会となった。ここでは筆者らが主に知的障害にある人を中心に進めてきた研究をもとに、判断不十分者における諸問題を報告したい。

2. 判断不十分者—知的障害のある人—における消費者被害とトラブル

佐藤ら（2005）は、地域生活をおくる知的障害者たちの消費者被害の実態を調査し、彼らの生活背景から被害の発生プロセスや予防的アプローチの所在を探った。回答者は生活支援ワーカーであった。

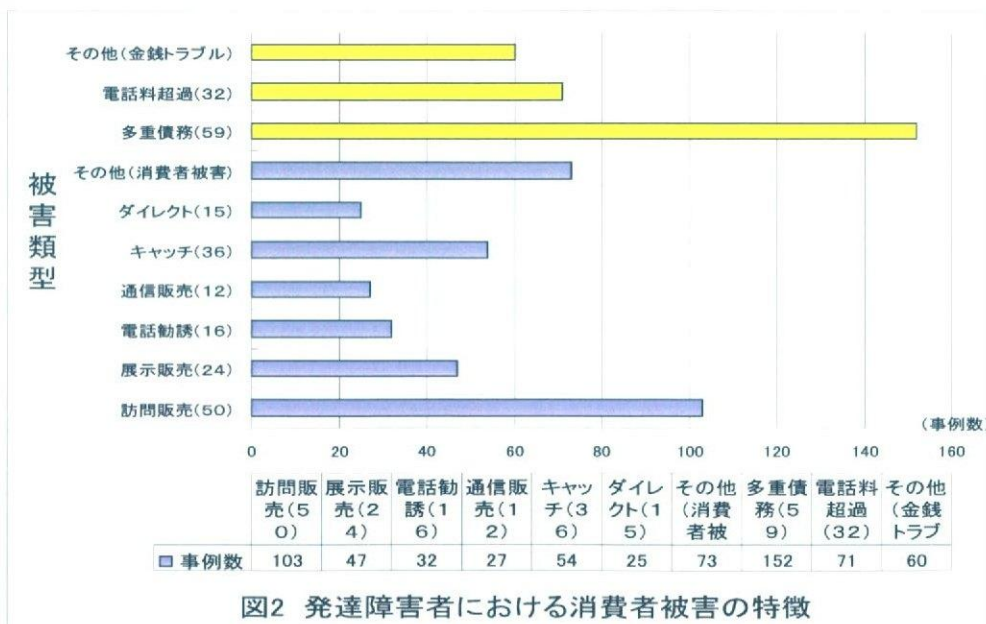


図2 発達障害者における消費者被害の特徴

(佐藤ら、2005)

得られた主な特徴は、①購入・契約物品や被害の形態は訪問販売、キャッチ、など多様であり、一般の被害と同様に多くの被害が報告されていた、②トラブルには他者からの被害と自らのアクセスによって生じる被害がある。多重債務などのトラブルも少なからず生じていた、③被害やトラブルを繰り返すリピーターが少なくなく支援に困難を抱えていた、であった。

また被害本人への聞き取り調査も行い、被害やトラブルが発生した生活背景についても詳細な分析を行ったところ、事例1, 2のような被害実態があがった。

この事例を分析して特に悪質リフォーム会社や不動産関係者が関わった事例を取り上げた。これらの結果から判断不十分者の被害に見られるいくつかの課題を指摘してみたい。

<事例1> 50代前半男性。軽度知的障害。両親が家屋と貯蓄2000万円あまりを残していた。週末には近くの繁華街に遊びに行くなど一人暮らしの在宅生活を楽しんでいた。親は近所親戚付き合いなく本人も周りの支援がなかった。あるとき、悪質なリフォーム業者に目をつけられ度重なる詐欺にあい雨戸の修理、下水道工事、風呂工事、白蟻工事、家具のレンタルなど数千万円契約に署名捺印をしてしまう。一人で対処し返済に困りヤミ金に手を出した。結局、家屋も財産も手離さざるを得なくなり自己破産解決。地域生活が継続できず遠方の入所施設に入らざるを得なかった。被害救済の経過には複数の福祉支援者が関わっていたが、業者の契約の不当性を指摘するものがいなかった。

<事例2> 30代、40代の兄弟いずれも知的障害。中度。両親と暮らしていた。父親が死亡。母親にも軽度の知的障害があったが、15年間近所住民の協力を得て暮らしていた。福祉支援者も住民の協力に感謝していた。母親死亡。兄弟が残された。今後の暮らしを検討する段になってはじめて母親が所有していた土地家屋等の財産のほとんどが搾取されていたことに関係者が気づく。親しくしていた近所住民と不動産関係者が疑わしく弁護士や行政が入るが解決には困難さが多々ある。

(佐藤ら、2005)

1) 地域で一人暮らし—支援の少ない状況が狙われる

事例1, 2とも一人暮らしや支援の少ない暮らしを狙われていた。事例1は親の残した財産で地域生活を楽しんでいた知的障害者が、地域生活の基盤である自宅や生活費をすべて失い地域生活を断念し、地域から離れた入所施設に入らざるを得なくなった例である。彼らが被害にあうことは残りの人生の暮らしを大幅に変更してしまうことでもあるのであ

る。事例2は母子ともに知的障害があり、親切にしていた住民が加害の側にいた。こうした例は少なくない。支援があるように見えても実は搾取に対しては無防備であった例である。彼らを「一人」にしないセーフティネットが是非とも必要である。

2) 被害認識を持ちにくいプライドとの葛藤も

判断不十分者の被害事実は表面化しにくい。被害者本人がだまされたという被害認識を持ちにくいからである。「話を聞いてくれるいい人」「いい買い物をした」と思い「だまされた」という認識をもてない人も多い。また一方で、特に軽度障害の人の中には、被害にうすうす気づきながらも被害と認めたくないという背景心理もある。「気に入って」購入したが、本来の価格は購入額よりもかなり低いことに後日気がついた、という例である（絵画等）。しかし支援者は彼らの自尊心を尊重し頭ごなしに被害と決めつけない。「彼らのプライド」をひしひしと感じるからである。被害救済と本人本位の支援との「せめぎあい」、これも判断不十分者支援として重要な点であろう。

3) 被害者本人とともに解決をはかるリピーター問題

「同じ訪問販売の被害に何度も遭う」という人たちがいる。原因の一つに、親や周囲の支援者が本人不在のまま解決してしまうために、本人が被害事実を理解したり被害認識をもつ機会を失い、結果、同じ被害やトラブルを繰り返す経験してしまうことがあげられる。最初から本人を判断不十分者として扱い事実から遠ざけてしまい、支援者や親のみが交渉し弁済してしまうことは、リピーターを生み出す悪循環でもある。特に知的障害者は失敗体験や実体験の中で学習していく。救済過程に本人を参加させることが重要である。

4) 身近な親兄弟、支援者が加害者に

判断不十分者の場合は事例2のように身近な協力者や親兄弟が加害者である場合も多い。サラ金事例で見ると、実の父親や同僚が本人をだまし本人名義で契約し返済も本人の給料からした。本人はこれを機会にさらに借財を重ね、多重債務に陥ってしまった。背景には「従順さ」あるいは希薄な人間関係のゆえに同僚などからの甘い誘いに乗りやすい心理が見えてくる。周囲の人間関係を尊重しながらも「だまされることがある」ことが理解できるような、事前的アプローチが求められている。ワークショップの項で紹介する。

5) 成年後見制度と見守り

事例 1,2 も成年後見制度を利用していれば防ぐことができた例である。しかし、現実的には、主として費用の問題、成年後見人として適格な人が容易に見つからないという問題から、成年後見制度が利用されているケースはまだまだ少ない。消費者被害が発覚して初めて、成年後見制度利用の必要性が語られるということが多い。また、判断能力が十分でない人の消費者被害を未然に防ぐ、あるいは被害を早期に発見して対応する、という意味では、日常的な見守りが必要であり、成年後見制度利用の場合には、事実上成年後見事務を日常的に補助する人が存在するか否かが重要なポイントになるし、いわゆる「地域福祉権利擁護事業」が利用されている場合には、担当員が日常的な見守りを行っているかどうか重要なポイントになる。

3. 地域社会におけるセーフティネット構築—地域の見守り

では地域での見守りをどう実現するか。筆者らは被害からの早期救済や未然に防ぐための予防的なアプローチとして、一般社会の中に存在する安全の社会資源（警察など）や一般市民が有効に解決に関与してくれることが重要であると考えた（堀江、2004）。地域における「セーフティネット」構築である。

警察や市民に知的障害のある人の行動の特徴やコミュニケーションに関する特徴、被害実態を認識し共有してもらい、ゆるやかな顔の見える権利擁護ネットを作る。全国各地でこうしたネット構築の実践が進められてきた。

まず、知的障害のある人のさまざまな「危険」場面で密接な関係を持つ「警察」にハンドブックを配布し実際に足を運び、話をする中で、知的障害のある人に対する理解（障害の内容・特徴、被害における留意点など）を具体的な形で深めてもらうための働きかけ（啓発・情報共有など）を行い被害救済の新たな連携を形成した。さらに、消防署、病院、コンビニエンスストア、交通機関へと広がり、消費者被害に関しては地域の消費者センター相談員との連携が有効であった。こうした親が関わった地域密着型の権利擁護ネットがあれば、事例 1,2 の被害を防ぐことができたかもしれない。

4. 消費者被害を防ぐためのパンフレット作成

知的障害・発達障害のある人の消費者被害を早期に発見し救済するためには、周囲の人々が消費者被害やトラブルの SOS サインに早期に気づくことである。知的障害・発達障害のある人は、被害にあったときに必ずしも自ら被害を報告してくれるわけではない。早期に気づくための

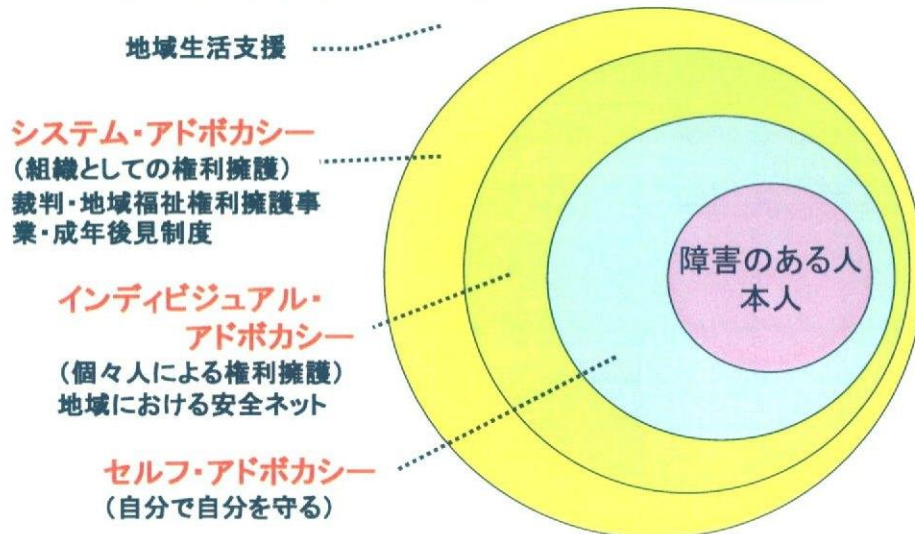
消費者被害パンフレットを作成して、地域の協力者・弁護士等に配布した（パンフレットは巻末に掲載した）。

4. 本人のセルフ・アドボカシーとエンパワメント

被害やトラブル予防として最終的に重要な点は、本人自身によるセルフ・アドボカシーである。知的障害のある人や支援が必要な高齢者の被害が表面化しにくいのは本人が被害を訴えられない状況にあるからであり、救済が後手になり重篤な被害に陥ることも少なくない。知的障害のある人や支援を要する高齢者の個々の特性に応じて、防御力や行動制御力を高めることに向けたエンパワメントと、やはりそれに向けた個別的に適切な支援の模索と確保が必要となるであろう。

■ 研究視点

ーソーシャルアプローチとしての権利擁護



そこでセーフティネット構築においては、セルフ・アドボカシー支援をワークショップ(WS)として取りくんできた。

消費者被害WSでは、ロールプレイを通して①「だまされる」(被害認識の経験)、②契約や解約の理解(知識の学習)、③いらない(拒否経験)、④だれかに相談するなどの経験をする。

知的障害者や支援の必要な高齢者がWSで十分なスキルを学習できるとは思えない。むしろWSの「アンカー効果」(本人の記憶に錨のように根を下ろす効果)に期待している。被害の一部をにぎやかに情動体験し、支援者や第三者あるいはピアどうしで被害の実態を語り合う中で、「だま

された」という被害認識を自己覚知し「おかしい」と思う感覚を想起することや、自分の信頼できる相談窓口は誰か事前に確認しておくこと、が大事だと考える。あとで何かがあったとき「ふと思い出す」し誰か

＜消費者被害ワークショップ例＞

【プログラム1】 被害認識の共有・自己覚知

だまされる！ことってあるんだよ
消費者被害事例のロールプレイ

e x . 訪問販売（布団購入）

キャッチセールス（チケット販売）

【プログラム2】 解決方法があることを知る

断る！いりません！

被害に遭わないために

（本人参加のロールプレイ）

勧誘を断る、家に入れない、契約書にサインしない、
クーリングオフのはがきを書いてみよう

【プログラム3】 自分で守る 困ったら誰に相談する？

どんなことで困っている？

本人を中心に日常のトラブル経験について意見交換

に相談しようとするだけでも効果は十分ある。現在は養護学校や作業所などで実施されている。

WSには親や支援者のほかに、消費生活センターの相談員や近所の市民もいっしょに参加する。親や支援者にとっては、地域で起きている消費者被害の実態を知り解決のための知識と方略を得る機会となる。WS参加の相談員や市民にとっては関係機関が相互に連携を模索する場となる。本人を中心においたセーフティネット構築の第一歩にもつながるのである。

文献) 堀江まゆみ(2004): 地域生活における障害のある人のためのセーフティネット構築
およびセルフアドボカシー支援. 2003年度厚生労働科学研究. ほか。

佐藤彰一・名川勝・堀江まゆみ(2005): 知的障害者の消費生活トラブルーその実態と法的・生活支援のあり方ー. 国民生活研究, 44(4), 37-59.

ふ
増えてます！

しょうがいしゃ
障害者が
ねらわれています！

しょうがい ひと しょうひしゃ 障害のある人の消費者トラブル

し
知らないうちに、だまされている

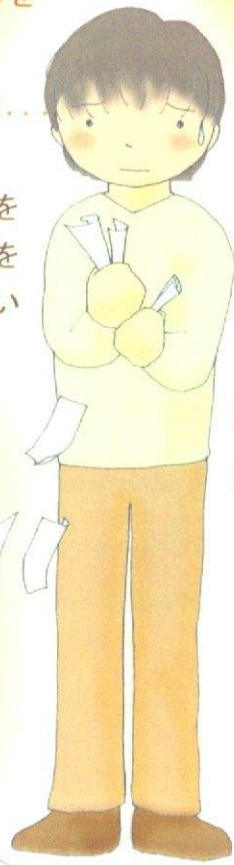
こま ひと
こんなふうに困っている人はいませんか？

悪質商法って？

ひつよう たか
必要のないものや高すぎるものを
か
買わされた

リフォーム、布団、浄水器...
たとえば...

親切そうなセールスマンを
信じて、50万円の浄水器を
買ったが、それほど高くない
とあとでしった。



保証人って？

だまされて
ほしょうにん
保証人になった

サラ金、クレジット...

たとえば...

会社の同僚に頼まれてしかたなく
借金の保証人になった。あとで、
サラ金会社から、はやくかえせと、
おどされている。



架空請求って？

ま
いつの間にか、おぼえのない

しはら せいきゅう
支払い請求がきた

架空請求 不当請求

郵便物が届いたのであけてみると、
アダルトサイトの8万円の請求書が入
っていた。覚えはなかったのだが、
不安になり支払ってしまった。



多重債務って？

ま いく しゃっきん かさ
いつの間にか、幾つもの借金を重

生活費が足りないので、
サラ金から50万円を借り
た。毎月2万円の返済が
出来なくなり、またサラ金
から50万円を借りた。つい
には300万円の借金をつく
ってしまった。



なかには、被害にあっても、自分がわるいからだと思って、
だれにも言えなかったり、被害認識の無いこともあります。

それは、あなたの責任ではないよ！
だまされたんだよ、消費者被害なんだよ！



判断能力が十分でないのに、むりに契約をさせるのはゆるされません

気がついてから、解決・支援への流れ

1 **被害に気づく**

本人も、家族も、支援者も、
「これ、どうなの？」

■ 被害のSOSに、早くに気づきましょう！

3 **弁護士などの対応と解決**

① **これ以上の支払いを、拒絶できる場合があります！**
クーリングオフによる解除、意思無能力無効、錯誤無効、詐欺・強迫取消、公序良俗違反無効、権利濫用、消費者契約法・特定商取引法上の契約無効・取消などにより契約の効力を争い、これ以上支払わなくてもよくなる場合があります。

② **支払ったお金を、取り戻せる場合があります！**
①のように契約の効力を争い、場合によっては、不当利得返還請求、不法行為に基づく損害賠償請求によって、支払ってしまったお金を取り戻せる場合もあります。

③ **新たな被害を、予防できる場合があります！**
悪質な業者は、何度も同じ被害者を狙ってきます。
新たな被害を予防するため、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用によって安全な財産管理をすることもできます。
また、特に悪質な業者については、業務停止命令などの行政処分や、刑事処分が科される場合があります。

2 **相談機関などに連絡**

本人や、家族や、支援者から
「相談機関などに連絡」

■ 早くに相談することが大事です！
本人からのSOSをきまず受け止めて！

他の福祉相談機関や各地の消費生活センターなどを経由することも出来ます

その他に、日本の各地では次のようなことも行われています

- ★ 家族・支援者向けワークショップ、講演会、研修会
- ★ 協力者のネットワーク形成
- ★ 本人支援プログラムの開発と実践
- ★ 消費者被害に関する調査、研究
- ★ 社会に対する啓発活動

4 **死の後の生活支援**

日常生活を安定的に続け、ふたたびトラブルに巻き込まれないようにするための支援を行います

■ ご本人の気持ちを支えられます

気づいてください！
こんな人はいませんか？

被害・トラブルにあっている人の SOS!!

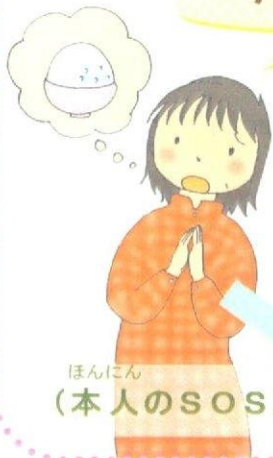


たかそう どけい
わーすごく高そうな時計だね、これはどうしたの？

せんはい
(先輩の気づきから)

いつもとはちがう高そうなものを身につけはじめたとき…
悪質商法でだまされて、買わされているかもしれません。

きょう はんだい
今日のご飯代がないので、かしてくれませんか？



しごと いま はじ
仕事を今すぐに始めたいのですが、
なにかよい仕事はありませんか？

ほんにん
(本人のSOSから)

ねんきん さゆうよ ひと きゆう かね
年金も給与もあるはずの人が、急にお金をかりにくる…
それはどうしてでしょう…。もしかしたら、
だれかにだまされてお金がたりないのかも…



さいきん ゆうびんぶつ とど
最近、郵便物がいっぱい届くようになったなあ

し かいしゃ ゆうびんぶつ
知らない会社から郵便物がとどいた。してみるとなんと…
悪質業者からの督促状や架空請求の場合があります。

かそく しょくいん
(家族やグループホーム職員の気づきから)



あたた はねふとん
このみおぼえのない暖かそうな羽布団はどうしたの？

かそく しょくいん
(家族やグループホーム職員の気づきから)

いつもの部屋の中に今まで見たことがない
ものが置いてあったら…
それがなぜここにあるのか考えてみてください。



いつのまにか ^{こわ}壊れていた自宅のドアが ^{じたく}直っているね??

^{しえんしゃ}(支援者の気づきから)

今まで壊れていたものが ^{きゆう}急になおっている。
あきらかに本人が直したのではない様子。
^{あくしつ}悪質リフォームが増えています。

最近、あの人の家にはよく人が出入りを
しているなあ...



突然、人の出入りが激しくなるのは、
もしかして悪質業者の訪問かも。

^{きんじよ}(ご近所の人の気づきから)



^{ほんにん}(本人のSOSから)

ぼく、忙しいので会えません。
^{べつ}別に困っていません。^{だいじようぶ}大丈夫です。

急によそよそしい態度を取り始めた。なぜそのようになってしまったのか...
人に言えないような悩みって? ^{しょうひしや被害}消費者被害にあつていことも多くあります。

消費者被害に気づかず、ずるずるとはまってしまい、
返済がたくさんたまってしまい、
ついには、生活できなくなってしまう人も多くいます。

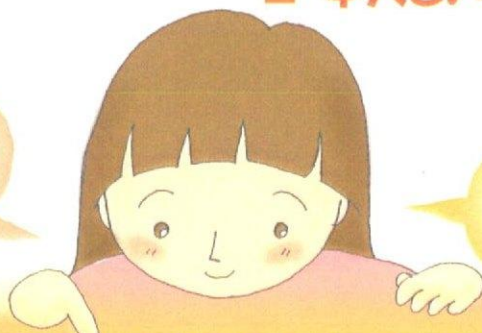
このような状態になる前に
出来るだけ早い段階で
声をかけてあげて下さい。



もしあなたが、しょうがい障害のある人の しょうひしゃひがい消費者被害に気づいたら...?

■ 本人といっしょに解決しましょう ■

はやうご
早く動きましょ！



そうだん
すぐに相談
しましょ！

- ①まずは 近くの消費センターや下記の協力支援センター れんらく に連絡・そうだん 相談を。
- ②それから、しえんしゃ 支援者として、
 - ア) けいやくしょ 契約書があるか、かくにん 確認してください。
 - イ) りょうしゅうしょう 領収証、とくそくじょう 督促状など、かんれんしりょう 関連資料がのこ残っているか、かくにん 確認してください。
- ③また、これは被害であることを、ほんにん 本人とよく話し合ってください。
解決方法があることや、助けてもらえることを、りかい 理解してもらいましょう。
- ④本人以外の関係者（かんけいしゃ 家族、しえんしゃ 支援者など）からも、話をきいてください。
また、被害意識（ひがいいしき だまされたことに気づいているか）
についても話をきいてください。

れんらくさき
連絡先

被害じゃなくても
困っていたら
連絡を！



■制作 せいさく あいち障害者の消費者被害研究会 (2006) ■

愛知県弁護士会の弁護士有志と愛知県内の福祉関係者、研究者の研究会

発行元 厚生労働科学研究「発達障害者支援における地域啓発プログラムの開発」

主任研究者 堀江まゆみ(H17-障害-012)

連絡先 東京都小平市小川町1-830(白梅学園大学 堀江研究室)

TEL/FAX 042-344-1889 mail: mayumi@shiraume.ac.jp <http://www.pa-kpro.com>

平成18年度厚生労働科学研究（障害保健福祉総合研究事業）
「発達障害者支援における地域啓発プログラムの開発研究」
堀江まゆみ（白梅学園短期大学）

発行日 平成19年3月31日
発行者 堀江 まゆみ
〒187-0032 東京都小平市小川町 1-830
白梅学園短期大学堀江研究室
Mail mayumi@shiraume.ac.jp
TEL 043-346-5624（内 327）
FAX 042-344-1889